

岐阜県公報

目次

告示

都市計画の決定
都市計画の変更

(都市政策課) 一
(同) 二

岐阜県公報号外 毎週(火曜日)
(金曜日) 発行(休日)に当たる
(とき)は翌日

告示

号外(2) 平成二十二年 八月二十七日

岐阜県告示第四百七十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類

本巢都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び本巢市産業建設部都市計画課

岐阜県告示第四百七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十八条第一項の規定により、都市計画を決定したので、同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

平成二十二年八月二十七日

本県都市計画道路

- 1・3・1号 東海環状自動車道
- 3・4・1号 長良糸貫線
- 3・3・2号 糸貫インター線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び本県市産業建設部都市計画課

岐阜県告示第四百七十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

岐阜都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課並びに岐阜市都市建設部都市計画課 瑞穂市都市整備部都市開発課、本県市産業建設部都市計画課、岐南町建設部建設課、笠松町建設水道部建設課及び北方町都市環境農政課

岐阜県告示第四百七十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項

の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

岐阜都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課並びに岐阜市都市建設部都市計画課 瑞穂市都市整備部都市開発課、本県市産業建設部都市計画課、岐南町建設課、笠松町建設水道部建設課及び北方町都市環境農政課

岐阜県告示第四百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画道路

1・3・1号 東海環状自動車道

3・3・41号 長良糸貫線

3・3・801号 糸貫インター線

3・4・401号 馬場祖父江線

3・4・601号 馬場北方線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課並びに岐阜市都市建設部都市計画課 瑞穂市都市整備部都市開発課、本巣市産業建設部都市計画課、北方町都市環境農政課及び関市建設部都市計画課

岐阜県告示第四百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

大垣都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課並びに大垣市都市計画部都市計画課 瑞穂市都市整備部都市開発課、垂井町建設課、神戸町建設部産業建設課及び安八町総務部地域政策課

岐阜県告示第四百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類

大垣都市計画区域区分

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課並びに大垣市都市計画部都市計画課 瑞穂市都市整備部都市開発課、垂井町建設課、神戸町建設部産業建設課及び安八町総務部地域政策課

岐阜県告示第四百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成二十二年八月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

大垣都市計画道路

3・4・300号 墨俣輪之内線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課並びに大垣市都市計画部都市計画課及び安八町総務部地域政策課

平成二十二年八月二十七日発行

発 行 者
所 者

岐 阜 県 庁
岐 阜 市 数 田 南 一 丁 目 一 番 一 号

編 集

各務原市テクノプラザ一

ブイ・アール・テクノセンター